

もうこれ以上、違反は許さない！！

労働基準監督署へ 労基法違反を「情報提供」！！

本日、6名の組合員は、新幹線乗務員の「空白」勤務による労基法違反について淀川労働基準監督署へ「情報提供書」を提出しました。

社員の勤務の指定は、毎月25日までに翌月分を指定すると就業規則55条にあります。しかしこの間、会社は新幹線乗務員の勤務について空白・白紙の状態を発表し続けています。これは明らかに就業規則違反であります。会社は「勤務種別」を指定しているので問題ないと回答しますが、勤務種別欄を見ても「乗務員」としか書かれていません。皆さん！仕事に行く時「乗務員」だけで仕事に行けますか？

社員の勤務については「変形労働時間制」として会社は管理しています。労働基準法32条の2に定められた「変形労働時間制」の原則は、労働者の勤務をあらかじめ特定することとなっています。「特定」とは始終業時刻を定めて、労働者が労働に充てるべき時間と自由な時間を区別出来るようにするためのものです。要するに労働者の権利を守るために、労基法が変形労働時間制による勤務の「特定」を使用者に行わせるように定めているものです。

6名の仲間が新幹線乗務員を代表し、 「空白」勤務による「自由な時間の区別」に対する生活権の侵害を申告！！

大阪第二運輸所の浦谷幸二さん、山本圭一さん、今田昌二さん、下茂春美さん、前田稔さん、大阪第一運輸所の西三喜夫さんの6名は全乗務員を代表し、「空白」勤務による労基法違反の情報提供と問題改善を目指して労基署に訴えたのです。

労働基準監督署は、労働者からの情報提供に基づき労基法違反と判断するとその事業所への調査や事情聴取、帳簿の確認を実施します。労基法違反があると事業所には正勧告等による指導が行われ改善の確認をします。一方、重大、悪質な事案になると送検が行われることにもなります。

**出勤・退出時刻の明示は労基法第15条に定められた労働条件だ！
会社は「空白」をただちに止めて具体的な行路番号を指定せよ！**